

偶然の利用による偶然の克服

印 南 博 吉

は し が き

明治大学六十年史には、次のような記述がのっている。「商学部(1)の創設に関しては、さきに志田鉀太郎氏より建言ありしところ、岸本校長また大いにこれを賛し、佐野善作、石川文吾、関一、村瀬春雄、下野直太郎、星野太郎諸氏ら当時の東京高等商業学校の諸教授大いに力をあわせ、商業教育の模範たらしめんと期したのである。」

(1) 『明治大学六十年史』、二六頁。

これによって知られるように、恩師の志田先生は、初めてわが明大商学部の創立を提案されたのであったが、単にそれだけに止まらず、その具体的な設立および発展に力をつくされ、かつ長年にわたって商学部長も勤められた。商学部創立六十周年を迎えて、先生の功績を新たに追想するとともに、先生の専門分野の一つである保険学に関連して、本稿を草しうすることは、私の喜びとし仕合わせとするところである。

志田先生は、わが国保険学界の最長老であり、粟津清亮、玉木為三郎の両先生と謀って、一八九五年に保険学

会を創設し、次いで保険雑誌を刊行された。これはいずれも、ドイツにおける企てより数年先行しており、保険全般を対象とするものとしては、実に世界最古の歴史を誇りうるものである。⁽²⁾

(2) 参照、三浦義道編『玉木・粟津・志田三氏祝賀記念保険論文集』、大正一二年。

保険学の分野における先生の業績は、学問、教育、実業、行政の各方面にわたって極めて広くかつ大きいものがあつた。単に学問上の分野に限っても、法律と経済の双方にまたがり、多くの論文と著書を遺されている。⁽³⁾ 中にも先生が晩年に至るまで最も関心をいだいておられたのは、保険本質論としての入用充足説の完成と普及とであつた。

(3) 参照、印南編『志田博士喜寿記念保険論文集』中の「先生著述目録」。

先生は大正二年（一九一三年）一月八日、明治大学の記念講堂で開催された保険同交会主催第四回保険学講演会において、「保険の意義に関する新説」と題して入用充足説を紹介し、かつこれを主張する所以を説明された。⁽⁴⁾ それ以来先生は、一方では入用充足説の大成と、これに反対する学説の克服とに絶えず努力されるとともに、⁽⁵⁾ 本学における保険学の講義を初め、各種の機会を通じて、同説の普及のために終生努力されたのであつた。

(4) 志田鉦太郎「我邦における保険学説としての財産入用説の現情」、『明大商学論叢』、第三巻第五号、七頁。

(5) 印南「保険の本質に関する入用充足説の発展」、『明治大学創立六十周年記念論文集』九二頁。

私が本稿で取り上げようとするのは、入用充足説の信奉者ではない、フリードリッヒ・ヒュルセの論文である。もっともヒュルセは、かつてドイツの保険学雑誌に「不確定な入用の充足としての保険」と題する論文を⁽⁶⁾ 公けにしたのであつて、入用充足説の代表的主張者たるマーネスより時期的に先行して、この説を唱えたのであつた。

しかし彼はこの論文において、入用充足の觀念だけで保険を説明したのではなく、したがって、彼が入用充足説の正統的遵奉者として終らないであろうと云うことも予測されたのである。⁽⁷⁾

(6) Friedrich Hülse, Die Versicherung als Deckung eines ungewissen Bedarfs, Ztschr. f. d. ges. Vers.-Wiss. 3. Bd., 1903. 印南『保険の本質』一八五—一九六頁。

(7) 参照、印南『保険の本質』一九三頁。

かくて彼が哲学士号取得のために書いた学位論文『保険と経済』⁽⁸⁾では、他の学説に對すると同じく入用充足説についても批判を加え独自の学説を主張したのであった。この論文はその翌年『国民経済および統計年報』⁽⁹⁾に転載され、ドイツでは「所得確保説」⁽¹⁰⁾ Einkommenssicherungstheorie わが国では「所得構造説」⁽¹¹⁾あるいは「貯蓄説」⁽¹²⁾などと呼ばれてゐる。

(8) F. Hülse, Versicherung und Wirtschaft. Eine Untersuchung über den Begriff der Versicherung in der Volkswirtschaftslehre. Inaugural-Dissertation. Halle a.d. Saale. 1914.

(9) Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 104, Jena 1915.

(10) z. B., H. Wagenführ, Wirtschaftskunde des Versicherungswesens, 1938, S. 20. W. Mahr, Einführung in die Versicherungswirtschaft, 1951, S. 70.

(11) 「所得構造説とは私が名づけたる名称である。」小島博士『綜合保険学』三六九頁。

(12) 近藤文二『保険学総論』六四頁。

しかしながらヒュルセは、更にその翌年の一九一六年にもその主張する保険学説について、一つの論文を公けにしたのであった。その論文は「偶然の利用による偶然の克服」と題し、「保険の本質」という副題をそえ、『公営保険局時報』誌上に公表されたのである。⁽¹³⁾不幸にしてこの論文はドイツの保険学徒によって殆ど看過され、わ

が国では全然気づかれずに過ぎたが、たまたま私は、ハンブルク大学所屬の保険研究所でこの論文を見出すことができた。以下本稿でその要旨を紹介し、少しく私見を述べてみようと思う。

(31) F. Hübbe, Die Überwindung des Zufalls durch Ausnutzung des Zufalls. Das Wesen der Versicherung. In Mitteilungen für die öffentlichen Feuerversicherungs-Anstalten, 1916, S. 262ff. u. S. 376ff.

ちなみにヒュルセの誌した履歴 *Lebensgang* ⁽¹⁴⁾ によれば、彼は一八七五年(明治八年)九月一〇日にマクデブルク市に生まれ、父は高等学校の教員であった。同市にある僧院 *Kloster Unser Lieben Frauen* に屬する古典主義高等学校 *das humanistische Gymnasium* の卒業証書を得たのち、ゲッティンゲン大学およびキール大学で、法学および国家学の研究に努め、特にレクシスおよびコーン両教授の国民経済の講義を熱心に聴いた。ゲッティンゲンの保険ゼミナールに参加して保険得業士(経営組) ⁽¹⁵⁾ *das Diplom für Versicherungsverständige der administrativen Klasse* を与えられ、一八九九年に、キールの控訴院で第一次法律試験に合格した。しかしその試験勤務を終わってから病氣にかかり、一九一四年にはスイスのダヴォースで療養中であった。その後彼は同地で早逝したと伝えられる。

(14) 一九一四年の学位論文『保険と経済』の六八頁にのっている。

(15) ゲッティンゲンの保険ゼミナールは、経営組と数学組 *die mathematische Klasse* とに分かれていた。

第一章 基本事項

彼の論文は、第一章基本事項、第二章保険思想の諸前提、第二章の一、経済入用の不確実性、第二章の二、準

備の不確実性、第二章の三、貯蓄の不経済性、第三章保険の任務、第四章保険の概念、の諸章から成っている。この内容構成は、『保険と経済』の内容構成といちじるしく異なっているのであって、参考までに後者の目次を示すならば、次のようである。

序 論

§1 概念形成の意義 §2 課題の表示

保険の概念

第一段 保険の理論

等一章 §3 偶然性

第二章 §4 偶然的給付

第三章 偶然入用 §5 特殊な入用充足（ゴッピの入用説） §6 一般的入用準備（フバカの個別的入用説）

第四章 偶然損害 §7 価値の喪失（ビュッシュの損害説） §8 貯蓄目的の不達成（ワীগナーの損害説）

第五章 §9 準備危険（コンラートの貯蓄危険説）

第二段 保険概念の形成

第一章 保険の本質 §10 経済の不確実性 一、不確実な所得入用 二、貯蓄の不十分性 §11 経済の不確実性の除去

一、保険の任務 二、平均

第二章 保険の限定 §12 賭博説 §13 貯蓄説

第三章 保険概念の規定

§14 総括 §15 定義および結語

このような内容をもつ『保険と経済』に比べて、本稿の対象たる一九一六年論文は、頁数も内容もいちじるしく短縮されている。しかし反面においては、それだけ要旨をつかみ易い利点があり、また二年間における彼の思

索研究の結果を窺い知りうるわけである。

さて彼がこの一九一六年論文の第一章で基本事項と名づけているのは、保険の本質を正しく把握するために、どのような立場から出発すべきであるか、ということである。彼はまず一九〇三年に公けにした論文「不確実な入用の充足としての保険」の中で、保険の本質は、*経済運営 Wirtschaftsführung* の要素から出発して規定しなければならぬことを指摘した。ところでマルシュナー⁽¹⁾その他が、保険論を国民経済学から展開しようと試み、中にもロールベックは、保険論が国民経済学に依存することを強調したのであるが、いずれも不十分な結果しか到達せず、国民経済学の基礎概念から保険の本質に関する新しい認識を生み出すことができなかった。

(1) R. Marschner, *Ansätze zu einer theoretischen Grundlegung der Versicherung*. Ztschr. f. d. ges. Vers.-Wiss., Bd. 8, 1908.

(2) W. Rohrbeck, *Versicherungstechnik oder Versicherungswissenschaft? in Wirtschaft und Recht der Versicherung*, 1912, S. 218ff.

保険学が全く経済学に依存するものである、という理由からロールベックは、保険科学という概念を否定している。保険学は決して独立した科学、*selbständige Wissenschaft* ではない、という考えには賛同できるが、保険学が全く経済学の中に吸収されてしまうという彼の考えは、経済学内部における保険学の独自性を考える人の同意を得ることはできないであろう。経済運営の要因は、私経済的な観念に基づいており、国民経済学はこの私経済的な観念を、私経済学、*Privatwirtschaftslehre* から初めて獲得した、という事実が従来闕却されて来た。

保険の本質を経済運営の要因から把握する、ということとは、決して保険学が全く国民経済学に依存することを

意味するものでなくして、保険学の基礎が私経済学の中に与えられている、ということ、経済主体の懐く私経済的な考量から出発すべきこと、を意味するものであって、この点からこそ保険の前提、保険の任務を解明しうるのである。

されば経済体の保険的思惟に関する理論、すなわち私経済的な理論が、保険学の基礎を形成するのであり、その保険学は同時に保険企業体の理論でもある。このように経済体の保険の理論に立脚して、保険の経済論を建設して初めて、保険の国民経済的本質、国民経済的重要性、またその国民経済学における地位を研究しうるのである。ゆえに保険科学の問題は、私経済の領域にあると言わねばならない。したがって、保険の本質、その前提および任務等を認識するためには、経済行為の本質、私経済的考量 *die privatwirtschaftlichen Erwägungen* から出発しなければならない。

以上が第一章における彼の主張である。彼はまず保険学の性格から論議を始めているのであるが、この点については「フルセの保険学論」に類する近藤教授の紹介および批判に譲ること³としたい。当面の問題として肝要なことは、保険の本質を探求するに当って、保険を利用する経済体の私経済的な考量から出発しなければならぬ、という主張である。それは従来の保険学者、しかも法律学者までもが立脚した立場なのであって、事新らしく述べるまでもないかのように見える。しかしヒュルセの趣旨は、一つには、漫然と国民経済的な保険研究を進めても成果は得られないのだ、ということを指摘し、また一つには、保険の私経済的な考量について考察するに当っては、国民経済学に通用するような経済運営の要因から出発するのが妥当であること、を指摘することにあつたと言えよう。

(3) 近藤文二『保険経済学』第一巻、一八頁以下、同『保険学総論』、九一—一〇頁。ただしヒュルセの真意については、近藤教授やローテの批判を離れてなお深く探究すべきものがあるように思われる。

第二章 保険思考の前提

一 経済入用の不確実性

彼は第二章において、経済体が保険への加入について考量する場合、その前提として、経済入用の不確実性と、これに対する準備の不確実性とが要因となると考え、まず経済入用の不確実性について、次ぎのような考察を試みている。

経済体の活動、その運営なるものは、生産物を一定の期間にわり当てること、貯蔵と入用との平均 *ein Ausgleichen von Vorrat und Bedarf* をはかることであり、したがってどの経済運営も未来に対する準備 *eine Vorsorge für die Zukunft*、まえもっての入用充足である。ところが現世のならいとして、各種の偶然事実のために経済運営の成果は不確実なるを免れない。将来の経済期間のために所得を配分することも、現在使用しない経済財を未来の欲望満足のために確保すること、すなわち貯蓄行為 *die Ersparung* も十分な保証とは成りえない。

偶然な事実、経済体が偶然に脅かされていること、経済上不利な事実の発生可能なが保険の一般的前提であることは、夙に確認され来たっている。この場合人々が偶然と言っているのは、絶対的な意味の偶然性ではなく、人間の能力では必然的に予見しえず、かつ人間の自由意思とは無関係に起こることを意味する。偶然は経済体にとって色々な意味をもちうるが、その不利益な作用の不確実性だけが、経済者の考量を決定する。ただし

経済体の不確実性という点に、保険の本質そのものを見出そうと欲するのは、不幸な誤りである。経済体の不確実性ということは、他のさまざまな経済的考量とともに保険的思考もそこで培われる一つの環境、一つの領域に外ならない。

保険学説の中には、危険が保険の本質的に重要な標識であると考え、保険を損害填補手段と見る説、すなわち損害填補説 *Schadenersatztheorie* がある。フッシュ *Busch* (1795) やワググナーやヴォルナーなどはこれに属する。しかしながら保険事件と偶然な損害とを結びつけるのは正しくない。なぜならば保険金の支払が不確実でなく、したがって保険事件が一定の危険と結びついていない場合が存在するからである。また生命保険について死亡または生存の場合と損害とを結びつけるとすれば、労働力の消費、消耗、喪失を考えることになるが、生命保険についての考量は、労働力について考慮する経済者だけが行なうとは限っておらず、また生命保険はこのような事情の存在を一般に要求してもいない。

入用充足説 *Bedarfsdeckungslehre* はこの欠陥を克服しようとした。イタリアの国民経済学者コッピ *Coppi* の一つの功績は『*保険総論*』(*L'assicurazione in generale*, Milano 1896)、*経済運営の不確実性が単に物財および労働力に対する危険にだけ基づくとは限らないで、新しい欲望の成立(子供の誕生、長生など)にも基づく場合があることを明らかに指摘したことである。しかしながら入用充足説を奉ずる人たちが認識しなかったこの学説の欠陥の根本的原因は、偶然と保険事件とを必然的に結びつけたことにある。彼らは、保険事件とは、ある不確実な入用を引き起こす事件であると考えている。しかしながら不確実な入用の充足ということを保険の本質的な固有な標識と見ることはできない。なぜならば、すべての経済運営が未来の不確実な入用に対する準備を意味する*

からである。Jede Wirtschaft bedeutet Vorsorge für künftigen, ungewissen Bedarf. しかしこの点を別としても、保険事件は入用の発生と同義でなく、いわんや不確実な入用の発生を意味するとは限らない。人の死亡も生存も、それが損害を引き起こすとは限らないように、経済的入用を引き起こすとは限らない。今日ではエーレンベルク V. Ehrenberg 自身が、保険事件によって入用が引き起こされるといふ考え、したがって入用充足説をハッキリと否認している (Artikel "Begriff, juristisch" in Versicherungslexikon, 1. Aufl., 1909)。

確定日払生命保険 die Erlebensfallversicherung mit festem Auszahlungstermin (Termin oder Aussteuerversicherung) にあっては、保険金が確定された期日に支払われるのであり、保険事件は何らの偶然性をおびていない。この保険では、保険契約者が死んだ時に、保険料払込みの義務がなくなるのであって、保険金額と払い込まれる保険料の総額との割合が不確実なのである。したがって生命保険にあっては、両当事者の危険を決定する事件すなわち危険事件 Risikofall の方が、保険金の支払を決定する事件、すなわち保険事件 Versicherungsfall より重要であると思われる。保険の本質を規定するには、普遍妥当性をもつものだけを取入れるべきだとすれば、危険事件こそ保険の本質を規定すべき要因として認められねばならない。しかし危険事件なるものは、保険の前提とは何ら関係がない。この点の問題を説明しかつ適切に解決するのが、与えられた課題なのである。

二 準備の不確実性

右の認識に至って初めて保険を把握する道が開け、保険の現代的理論が始まる。この点に対して決定的な一歩を進めたのはオーストリアの法学者フブカであって、彼は経済運営の不確実性という事柄をば保険事件への隸属 *die Knechtung durch den Versicherungsfall* から解放し、これを保障を得ようとする一般的な動機 *allge-*

meines Sicherungsmotiv) として役立たせた (J. Hupka, Der Begriff des Versicherungsvertrages. Zschr. f. d. ges. Handsrecht, 1910) 彼は保険の本質を次のように表示している。

「保険契約とは、当事者の一方(保険契約者)が、未来の入用を確実に充足するため、一定の事件または時点(保険事件)に対し、相手方(保険者)に給付を約束させる有償契約であつて、その給付の支払、その範囲、または反対給付との関係は、保険契約者または第三者の財産もしくは人身に関する不確実な事情によつて定まるものである」⁽¹⁾。

(1) 小島昌太郎『綜合保険学』、三八一頁にならう。但し数カ所訂正を加えた。

しかしながらフブカが、保障を得ようとする動機によつて「保険の本当の標識」*das wahre Kriterium der Versicherung* を見出しえたと考えるならば、彼は標的を射越した *er ist wohl über das Ziel hinausgeschossen* と言わねばならない。なぜならば、保障を得ようとする動機はたしかに保険にとつて共通かつ重要な一つの標識であるが、この動機は保険以外のいろいろな経済的考量の基礎にもなっているがゆえに、保険という経済過程だけを表示するには役立たないのであり、概念形成上の標識として採用しえないからである。

経済運営の不確実性ということから、保険にとつての前提を取り出そうとするならば、保険的思考にだけ特徴的であるものを分離しなければならない。国民経済学者フィリップovich von Philippovich が早くから納得行くように教えて来たとおり、経済運営の要因のうち、所得の確保 *die Einkommenssicherung*こそ保険的思考の基礎を成すことが知られるのである。財産入用でなく、所得入用が経済準備 *die wirtschaftliche Vorsorge* の焦点を成すのである。なぜならば、経済的欲望を満足する本来の手段は、財産ではなくて所得だからである。

もちろん所得が脅かされることをもって、ただちに保険の固有な標識であると見ることはできないし、保険の本質は所得の確保であると表示して満足するわけにはゆかない。しかしながらとにかく、ここにおいて従来いだけられ来たった見解から解放され、逆ねじを食わせうるのである。すなわち、充足され得ない入用が発生する可能性でなく、入用の充足が不十分である可能性こそが、保険的思考を支配するのである。原因の如何を問わず、所得の不十分なこと *die Unzulänglichkeit des Einkommens*こそが保険的思考を培うのである。このことを初めて明言したのは政府参事官のライブル(*Regierungsrat Leibl, Das Recht der Versicherungsunternehmungen, 1913*)であった。⁽²⁾彼は入用の不確実性を概念的標識とすることを排斥し、そのかわりに「保険によって除去せらるべきところの、充足手段の準備に関する不確実性という要求」をもってした。この観点から彼は次のような概念規定を試みている。

「我々は経済的立場から、保険とは未来の入用に対する準備についての不確実性を除く目的で、多数の個別経済体が給付を結合することである」と定義する。「Wir definieren die Versicherung vom wirtschaftlichen Standpunkt aus als die Vereinigung von Leistungen von Leistungen einer Anzahl von Einzelwirtschaften zum Zwecke der Beseitigung der Ungewissheit bei der Bereitstellung eines künftigen Bedarfs.

(2) この点については、印南『保険の本質』、三八九頁、「ライブルの経済準備確保説」を参照。

ライブルによって初めて、経済運営の要因から保険的思考を把握する試みが実際になされたと言える。なぜならば彼の試みは、経済運営の不確実性という点から保険的思考を展開させているからである。我々はようやく保険の前提に関する議論の正しい出発点にたどり着いたわけである。

さて未来欲望の満足を確保するために貯蓄が行なわれ、経済財の準備が行なわれる。ところで貯蓄の不十分性をただちに保険の前提と見なして差支えないのであるか、それとも準備の不確実性という考えについて、一層詳細な表示が必要なのであるか。ライプルの概念規定は、すべての保険が準備の不確実性の除去を目的とするときにのみ、正しいと認められうる。ところが、失われた財に対する填補でなく、営利のために使われた財産からの収益の不足に対して填補を与えるところの収益保険、たとえば電害保険にあっては、期待されているところの、したがって不確実な収益に対する準備ということは、全然経済的意義をもちえず、したがって準備の不確実性ということがその保険の理由ではありえない。なお詳細に考察するならば、このような場合に収益の不足を填補するための手段（たとえば代りの作物の栽培）がとられるのは、その費用が準備を設けておく費用よりも安く、経済的であるときに限るのである。

ここにおいて想起されるのは、ゴッピが、保険は起こらうべき欲望に対する準備のうち、一層安い手段である(a.o. Nr. 100: *Il mezzo meno costoso per provvedere ad un bisogno eventuale.*)と述べたことである。我々はこの点について考察を進め、保険についての経済的考量を、経済行為に関する経済原則と因果関係をもたせなければならぬ。

三 貯蓄の不経済性

できるだけ少ない費用で、できるだけ大きな効果を得るといふ原則は、経済運営一般を支配するものであるため、人々はこの安価性の要求を指して、ただちに経済原則と呼ぶに至っている。この原則に照らしてみると、所得入用の不確実性に打ち克つ手段としての貯蓄は不経済的なることを免れず、おのずから貯蓄より安い手段を

求めることになる。

しかしロールベックのように (a.a.O., S. 231) 貯蓄の不経済性をもって保険的思考の前提としても、それだけでは保険が資本価値を維持するについて、特に合目的な有利な手段であると表示するには不十分である。それは経済主体の特殊な経済的考量の内容から保険の本質を解明し、したがって貯蓄の不経済性を立証するほかない。まず経済運営の不確実性が貯蓄を不経済な手段たらしめるのであって、一つには、貯蓄が不十分である場合、すなわち過少充足の危険 *das Risiko der Unterdeckung* が考えられ、また一つには、貯蓄が必要より大きすぎる場合、すなわち超過充足の危険 *das Risiko der Überdeckung* が考えられる。なおまた偶然事実が全く起こらなかったときは、準備をしたこと自体が不経済なるを免れない。

これを要するに貯蓄の不経済性なるものは、所得の増大をもってしても、欲望の減少をもってしても、経済主体が独力では超えられない死点である。経済運営の不確実性から起こる、このような貯蓄の不経済性こそは保険的考量の前提たるものである。

第三章 保険の任務

経済体は、以上のような経済的考量の結果として、特殊な独特な課題に答えなければならぬ。すなわち必要な効果をもたらすだけでなく、できるだけ少ない費用でそれをもたらす手段を発見することである。そして保険の任務こそは、準備の費用を安くすることにより、貯蓄の不経済性を除去することにある。この場合、個別経済は独力でこの任務を解決しえないため、他の経済体と共同で解決することが必要になる。その方法とは、ある共

同経済体 *eine Gemeinwirtschaft* が、個別経済体たちのための準備を有償的に引き受けることである。

多くの個別経済体が、彼らのすべてを襲いうる一定の経済事件 *ein bestimmter Wirtschaftsfall* のために、すべてが襲われた場合に要する総額を共同で準備する場合には、準備が達成されたときにのみ各個別経済体への保障が実現することになるが、それは極度に不経済なるを免れない。ところが保険の場合のように、右の経済事件が全部を襲いはしないことを見越し、したがって全額を準備することなく、各自が一部ずつだけ負担することとすれば、準備の費用を減少して、しかも特種な保障が得られるであろう。この場合、その保障の不備を避けうる二つの理由が考えられる。一つには、できるだけ多くの経済体が保障という共同経済体に参加することにより、全員が襲われる確率が著しく弱まり、殆ど問題にならなくなるからであり、また一つには、個別経済体の負担が著しく軽減されることの方が、絶対的な保障が多少減少することよりも、はるかに重要だからである。

今や保険という共同経済体のおかげで、個別経済体に課せられた任意が完全に解決された。すなわち、個別経済体の支出が最小限に制限されて、準備の不経済性が除去されたと同時に、一定の場合に対して必要な金額を用意しておく確実性が達成されたのである。ここでは統計と大数の法則とによって、大量現象の中から偶然における法則性が見出され、それによって給付と反対給付との期望値 *der Erwartungswert von Leistung und Gegenleistung* が決定されるのであって、各員は余分な負担を課せられることなく、負担の軽減が実現されるのである。この事情は保険という経済共同体の形態の如何を問わず共通である。

保険は偶然性を克服する方法であり、したがって賭博と異なるのであるが、しかも射倖的要因は保険にとって極めて重要である。保険とは、偶然の利用による偶然の克服であると言って差支えないであろう。保険は賭博で

はなく、偶然を克服するための共同的貯蓄 *ein gemeinsames Sparen* である。ただしそれは私経済的な貯蓄共同体を意味するものではない。なぜならば、保険はむしろ私経済的な貯蓄に代わるものだからである。

単なる共同的貯蓄は保険でなく、各員の貯蓄分は必ず各員に払い戻される。ところが保険という共同経済体にあつては、払い込まれた金額は、これを払い込んだ各個別経済体にとって、貯金たる意味が失われるのである。それは「保険料」として、ある対価であり、反対給付であつて、全然個別経済のもとに戻らないことが多い。また保険という共同経済体の組織は、その総体の過程がまさに一つの貯蓄のように見えるが、それは全く特殊な種類の共同経済的貯蓄 *ein gemeinschaftliches Sparen ganz besonderer Art* なのである。

この共同経済体にとつては、その結合によつて偶然が克服され、偶然はもはや問題でない、なぜならばこの共同体は、経験によつて確定された損害発生割合を適用しうるからである。共同経済体はそれによつて、私経済的貯蓄の不経済性を除去し、*so beseitigt sie das Unökonomische der privatwirtschaftlichen Ersparung* かつ私経済主体の立場からは、貯蓄に代わるものではあるが、国民経済上の意味では一種の貯蓄である *im volkswirtschaftlichen Sinn eine Ersparung*。それは、保険という名のもとに、その経済性を通じて単に私経済上のみならず、国民経済上も全く特殊な経済的意義をもつところの、独特な種類の経済施設である。経済の領域における保険の分業的役割は、不確実な入用に対する準備 *die Vorsorge für ungewissen Bedarf* たることであるが、それはたしかに独自の新しい価値を生み出さないとはいえ、貯蓄が不経済であることを免れないために、経済運営が不確実なあらゆる場合において、独特の方法を通じて貯蓄を経済上有意義なように形成し、それによつて経済運営の不確実性を除去するのである。

第四章 保険の概念

保険の本質的な標識は、次のように要約することができる。

一 保険は未来に対する準備に立脚する。しかしその準備は、起こりうべき損害の填補とか、一定の所得の創造とか、一定の貯蓄成果の達成というような特殊な経済的配慮 *Wirtschaftsorge* のための準備でもなければ、財貨を創り出す配慮でもなく、経済性の原則にしたがって財貨を使用するための配慮であり、準備の不経済性を除去しようとするものである。

二 保険は結合による組織、一つの共同経済であり、経済体または給付の結合ではなく、経済主体の一定の共同的欲望の結合である。この共同体が相互会社によって経営されるか株式会社によって経営されるかは問題でない。

三 保険は、その参加者全体に負担の不確実性、*eine Ungewissheit der Belastung* がある、という条件のついでいる組織である。

四 保険は、負担の不確実性を利用して、給付反対給付均等の原則によって行なわれる分配事業 *ein Verteilungsgeschäft* であり、またその参加者の負担の期望値に応じて醸出金を課するところの、共同体欲望の負担平均方法である。

これらの標識から保険の本質は、次ぎのような概念に規定することができる。

「経済的な意味での保険とは、貯蓄の負担について同様な不確実性に当面せる多くの経済体に対し、その不確

実性を利用して貯蓄の負担を配分することにより、貯蓄の不経済性を除去する施設である。」*Versicherung im wirtschaftlichen Sinn ist die Einrichtung, welche die Unwirtschaftlichkeit der Ersparung dadurch beseitigt, dass sie Last der Ersparung auf viele der gleichartigen Ungewissheit der Belastung ausgesetzten Wirtschaften unter Ausnutzung dieser Ungewissheit verteilt.*

第五章 ヒュルセ説の評価

一 貯蓄不経済性除去説

以上はヒュルセが執筆した一九一六年の論文の要旨であって、一九一四年および一五年に公けにされた「保険と経済」に比べて、はるかに短縮されているが、それだけに彼の真意をつかむ上において却って便利である。またこの両論文に示された定義が、本質的には同じでありながら、表現上多少の変化が見られることから推測できるように、「保険と経済」を公けにしたあとで、彼が反省し研究した成果が一九一六年の論文に織り込まれると見ることができよう。したがって単に保険学説史的な観点からしても、一九一六年の論文は興味なしとしないと考えられる。

小島博士は、ヒュルセの説が「今日までに発表せられたる保険学説として、最も多く経済学的な基礎の上に立つものであって、従来の学説が、保険の存在理由を、或いは損害の分担とか、偶発的欲望の充足とか、とかくその末梢的部分に置きたるに反し、フュルセが経済生活の不安という点に置いたのは、その根本的存在理由を見出したもので、実に推賞に値する所である。しかしながら、彼が従来の保険学説の型にとらわれ、何らかその直接

目的たるものを求めんとして、所得の構造というがごときに説明を移したるは、伝統的解説と知らず識らずのうちに妥協したるもので、それがため、この説の値打ちを低下せしめたるは惜しむべき所である⁽¹⁾と批評された。

(1) 小島昌太郎『綜合保険学』、三七五頁。

小島博士が指摘されているように、ヒュルセが、従来の保険学説のうち、最も多く経済学的な基礎の上に立っていることは、推賞するに足るといえよう。ただしヒュルセ自身が指摘しているように、ヒュルセよりもはるかに早くゴッピが「経済原則」の訓えるところに保険が合致していること、保険が最も安価な手段であること⁽²⁾、を指摘したのであり、かつ「欲望の満足」という経済の基礎概念に立脚して彼の学説を樹立した事実⁽³⁾を忘れてはならない。

(2) 参照、印南『保険の本質』、一四六、一五八、一六六頁。

(3) 同右、一五二頁。

ところで小島博士が、ヒュルセの説を所得構造説と呼び、この点を中心として解釈していることは、ドイツにもヒュルセの説を所得説または所得確保説と呼ぶ学者が存在することに顧みて、あえて博士ひとり責めることは当たらないであろう。しかしながら、ヒュルセの説を「所得構造説」と解することは、決して彼の主張を正しく理解したものというわけにはゆかない。

近藤博士が正しく指摘したように、保険の本質に関するヒュルセの積極的な見解にあっては、「保険の目的は結局「貯蓄の不経済性の除去」にあるというのがその骨子である⁽⁴⁾」といえる。私自身もヒュルセの一九一四年の論文を詳細に検討した結果、「正確を期するならば、彼の説は『貯蓄不経済性除去説』とでも名づくべきである

(5) という結論に達したのであった。そしてまた、彼のこのような見解は、保険の探求上、ならびに保険本質論の發展上、看過しえない重要性を内蔵するものである。

(4) 近藤文二『保険経済学』第二巻、一一〇頁。同『保険学総論』、六五頁。

(5) 印南『保険の本質』、三六五頁。

マイクロエコノミックスの理論における保険の役割 *the role of insurance in microeconomic theory* について詳細な研究を発表したベッファアが、保険の利用目的を明らかにすべきはずの、消費者選好の理論における保険の役割 *the role of insurance in the theory of consumer's preference* の考察において、ほとんど見るべき成果を挙げ得なかつたのは、一つには、消費者選好の理論にあっては、数学的公式に具体化しえない心理面の探求が問題とされているせいもあるろう。しかしながら主要な原因は、ひとしく偶然性を中心とする経済行為であるという点から、保険と賭博との比較に専ら着目した点にあると考えられる。(6)

(6) I. Pfeiffer, *Insurance and Economic Theory*, 1956, p. 132ff.

この点において、ヒュルセの立場ははるかに明確である。彼は保険と賭博との比較については、保険が偶然を利用するというものを除いては両者は共通点をもたぬのみならず、その目的は正反対である、と断言して、それ以上立ち入らない。彼が問題とするのは、偶然の場合に対する経済準備の手段としての保険と貯蓄との優劣なのである。そして貯蓄によるときは、超過充足、過少充足を来すおそれがあり、あるいは全然役に立たぬ場合があり、いずれにしても不完全、不経済的であること、他方において保険によれば、大いに準備費用の節約を来すことができ、「経済原則」にかなうことを明らかにしている。数理経済学的な立場から保険への接近を図るとし

ても、このような見地に立ってこそ見るべき成果をあげうるものと考えられるのであって、ヒュルセの考察はゴッピの着想に肉づけしつゝ、正當かつ含蓄に富むものといえよう。

このような長所をもつにもかかわらず、ヒュルセの説はほとんど信奉者を得ずに終わった。その一つの原因は、その当時入用充足説が「既に保険概念論の最高峰としての地位を確保していた」こと、その首唱者たるマーネスがドイツの保険学界に君臨して、その勢威が隆々としていたことに見出される。しかしながら一層大きな原因は、彼の主張が、偶然、入用、準備、貯蓄、所得などの概念をめぐって錯雑した観があり、簡明さを以て人に迫るところが見られなかったためと言えよう。小島博士の言葉を借りるならば、「フェルゼは、普通の貯蓄が不経済なるの原因は、前掲の如く、その定義においては、経済の不安なることに在るが如くに言い、他方には貯蓄の不完全なることが、経済の不安なる原因であるが如くに言うている。果たしていずれが原因、いずれが結果なるか。かくの如き説明は、保険の本質を研究する初学者をして、迷路に踏み入りらしむるのおそれがある」と言えよう。

(7) 小島昌太郎『保険本質論』改訂再版、三一九頁。同『綜合保険学』、三七四頁。

(8) 近藤文二『保険経済学』第二卷、一〇八頁。

一九一六年の論文は要約的に書かれているためもあって、真意をとらえ易い観があるが、しかもなお小島博士の指摘されたような事実が見られる。ヒュルセの学説が貯蓄説、共同貯蓄説、所得説、所得確保説、所得構造説など、いろいろな名称で呼ばれているのも、かれの論旨の不明確さに由るところが少なくないであろう。これのために彼の学説の真価が認識されずにしまったことは、彼のために惜しまざるをえないところである。

二 保険の技術的把握

偶然の利用による偶然の克服

貯蓄における不完全性または不経済性を救うのが保険であると説くヒュルセの見解に対し、近藤教授はローテの評言を引用しつつ、「かかる考え方は、明らかに、保険の経済的目的を、いわば経済学的見地から経営経済学的見地に墮落せしめんとするもの」⁽¹⁰⁾であり、入用充足説について見られると同様の「技術的特性に対する経済的特性の敗北が如実に露呈されているように思う」⁽¹¹⁾と述べた。近藤博士が保険の経済的目的というのは、保険加入者の心理的考量において、保険加入によって達成しようとする経済的目的を指す。

(9) B. Rothe, Grundlegung zu einer sozialökonomischen Theorie der Versicherung, 1931. S. 120.

(10) 近藤文二『保険経済学』第二巻、一一六頁。

(11) 同右、一一六—一一七頁。

ここに経営経済学的といい、技術的というのは、保険の経済的目的として近藤博士やローテが考えるところの、純然たる心理的現象と異なり、その目的を達成すべき手段の方が問題とされていることを意味している。博士が「フュルセの功績は、保険の経済的目的よりは、むしろ技術的構成の分析にあるのであって、ことに、保険を以て『団体的貯蓄』と見た点にあるといわねばならぬ」⁽¹²⁾と述べているのも、同じ見解に基づくものである。たしかにヒュルセは「共同経済的貯蓄」について、その特長と、私経済的貯蓄との相異点を明らかにしている。しかしながら彼が「保険の経済的目的」を技術的なものに墮落させたり、技術的特性のもとに敗北させた、と見ることは妥当であるとは思われない。

(12) 近藤文二、同前、一一七頁。

なぜならばヒュルセは、個別的な経済主体の経済的考量に即して保険を説明しようと試み、「経済原則」の命

ずるところにしたがって保険に加入することを明らかにしているからである。もっとも、貯蓄や保険の利用については、さかのぼってそれを利用する目的そのものが問われうることはもちろんであり、この点についてヒュルセは、さきに紹介した「第三章保険の任務」に見られるように、保険の分業的役割は、「不確実な入用に対する準備」であると述べている。しかしながら彼は、偶然な入用概念で保険を統一的に説明することは不可能であると明言しているし、準備または貯蓄の目的を定型的に表現してはいない。ゆえに保険の「経済的目的」の解明について、彼が明確な見解を示していない、という批難も一応うなずける。

しかしながら、我々の見地からするならば保険の本質に関するほとんどすべての学説は、従来「保険の職能または目的を、加入者の立場から、保険加入の目的としてとらえようとするのが例であった。それが加入者の主観にかかわるものであり、心理的な動機の把握を旨としたことは、様々な学説が対立し、統一を見ない大きな原因の一つであるといえよう。けだしいうまでもなく、人々の自由な主観的意図を客観的に規定しようとし、これを包括して普遍妥当性をもたせようと試みても、その試み自体が発点からして無理であり、目的を達しえないことは明らかだからである。」⁽¹³⁾したがってヒュルセが、準備または貯蓄を設定する心理的な動機の把握に深入りしていないことは、事態を正しく把握するために、むしろ幸いであつたと言えよう。

(13) 印南『保険の本質』、三三七頁。

多年にわたって経済生活確保説の代表的弁護者であり、ヒュルセの説を前記のように批判した近藤博士自身が、今日ではその見解を改めて経済技術説を主張するに至つた。⁽¹⁴⁾ここにはその内容に立ち入る余裕はないが、各種の保険制度のもつ「共通点を『保険』の技術のなかに求めたい。そして、この技術の上における特徴を通じて『保

「貯蓄」と「貯蓄」との本質的相異点を求めることにしたい⁽¹⁵⁾」という博士の立場の当否は別問題として、ヒュルセの説に対する博士の批判が当然大いに変わって来ているに違いないことは想像するに難くない。

(14) 近藤文二「経済技術としての保険」、生命保険文化研究所『所報』第五号一九五八年、一頁以下。

(15) 同右、一七頁。

三 加入者の立場の問題

ヒュルセが解説しているように、偶然な場合に対する経済準備としての保険が貯蓄に比して合理的であり経済的であることは、客観的に理解し認識しうる事実である。この点に立脚して保険の解明を試みたことは、主観主義的な誤を避けえた点からも、また保険について核心的な事態を把握している点からも、推賞に値する行き方であったと言えよう。しかしながら、ヒュルセの行論について問題なしとするものではない。その最も大きな事項の一つとして指摘したいのは、保険の把握に当たって、彼もまた依然として加入者個人の立場に立っていることである。

すでに見たように、彼は保険の本質を把握するについて、私経済の立場に立つことが妥当であり必要であることを主張している。また従来の主観主義的な諸学説の批判に当たっても、私的な経済体の経済的考量に即して考察を進めており、明らかに加入者の立場を出発点としている。ところが保険の本質的な特徴は、偶然を利用して偶然を除くという方法で特殊な貯蓄を形成することにあると説く。そこには加入者の立場でなく、いわば保険施設それ自体、「保険という共同経済体」について描写が見られる。保険に関する彼の定義もまたそうである。このような次第で、彼の立場には首尾一貫していないことに由る問題があると言わねばならない。

偶然に対する準備として保険をえらぶということは、加入者の立場に関する事柄であり、偶然を利用して偶然を除くということは、保険施設自体に関する事柄である。いずれもそれぞれ当たっているのであるが、ヒュルセの説ではこの両種の立場の関連について、妥当な解決が与えられていない。

この点の問題は果たして解決しえないであろうか。もし解決しようとすれば、それはどのようにして可能であろうか。これについて想起されるのは、『資本論』中の「貨幣取扱資本」の章に示されている考察である。そこには次のように述べられている。「貨幣取扱業が媒介するのは、貨幣流通の技術的操作であって、これを貨幣取扱業は集積し、短縮し、簡単化する。貨幣取扱業は、蓄蔵貨幣を形成するのではなく、この貨幣蓄蔵を経済的最小限に縮小するための技術的手段を提供する」と。⁽¹⁶⁾この考え方を保険事業にあてはめることによって、ヒュルセにおけるような一貫しない立場の矛盾を解決し、しかも彼のすぐれた考察を活かしうるのではあるまいか。

(16) 長谷部文雄訳『資本論』第三部上冊、四五六頁。

すなわちマルクスの考え方を保険の場合にあてはめて述べるならば、次ぎのように言えるであろう。「保険事業は、個別的な経済体が偶然な場合に備えるための貯蓄、貨幣蓄蔵を経済的最小限に縮小するための技術的手段を提供する。それは保険業が貨幣蓄蔵を大量に取扱う結果、偶然を利用して偶然を除くという効果が得られることによって可能である」と。このように表現するならば、保険事業の特性を的確に把えるとともに、加入者が保険を利用する所以も明示されうるのであろう。そしてこの立場は加入者の側でなく、保険事業の立場に立つものであることに注意しなければならない。

以上の考察において、主観主義的立場に立つことや、加入者の立場に立つことの批判が述べられているが、こ

のことは決して、加入者が保険について払う経済的考量を無視すべきであるとか、加入者を離れて保険を考えるべきである、というようなことを意味するものではない。むしろその反対である。保険は加入者を離れて存立するものでなく、任意保険の存立については、加入者の考量が重要な意味をもつことは言うまでもない。ただ保険の定義や保険理論が客観的妥当性を生命とする限り、客観性をもった考察に立脚することを根本的に考慮しなければならぬ、というのである。この点から考えるとき、主観主義的な考察や、加入者の立場で終止することは、明らかに適切でなく、客観的な立場に立ち、保険事業に即して考察すべきである、と言うのである。

むすび

本稿で考察したところを要約するならば、次のように言えるであろう。

一 ヒュルセは一九一六年に、「偶然による偶然の克服」と題する論文を発表したが、日本はもちろんドイツにおいても全く看過されて来た。この論文は、一九一四年の論文「保険と経済」よりはるかに簡単であるが、他面において、他の多くの学者に関する批判が著しく省かれてもいて、彼の見解が簡潔に表明されている。また「保険と経済」を公けにしたあと彼が研究し反省した成果も織り込まれている。

二 彼の学説を所得構造説とか貯蓄説とか名づけるのは当たっていない。正確を期するならば「貯蓄不経済性除去説」とでもいうべきであろう。但し彼の説が正しく理解されなかったことについては、彼の側にも責任無しとしない。なぜならば、彼の論文が色々の概念を織り交せて述べられており、その中心点を把握しにくいからである。この欠点は一九一六年の論文にも多少見出される。

三 彼の見解によれば、偶然に対する準備手段としての貯蓄は、いろいろの点で不完全、不経済的であること
を免れない。この欠陥は個別経済の貯蓄において除去することは不可能である。多数の個別経済体の結合による
共同経済体において特殊な方法での費用分担が行なわれ、偶然を利用しての偶然の除去が行なわれるときに、前
記の欠点が除去される。そのような経済体がすなわち保険である。

四 ヒュルセの見解は、保険の経済的目的を看過し、技術的特性のみにとらわれているという批判がある。し
かし評者の言うような加入者の心理的考量という意味での経済的目的を把握することは、主観主義的な泥沼に落ち
込むゆえんに外ならない。偶然に対する準備として、保険の方が貯蓄よりはるかに合理的であり経済的である、
という客観的事実に立脚して保険学説を樹立しようとしたヒュルセの構想は賞讃されてよい。保険についての消
費者選好に関する研究も、保険と賭博との比較などでなく、保険と貯蓄との比較をめぐって試みたならば、見る
べき成果を挙げ得ることと思われる。

五 伝統的な影響もあって、ヒュルセは保険加入者の心理的考量から出発しており、他方において保険の定義
では、専ら保険施設に即してその特性を把握している。この両者間におけるギャップは、彼の説では解決されない。
これを解決するためには、マルクスにならって、保険施設の立場で一貫し、かつ保険施設の機能は、貯蓄の不經
済性を除去する手段を最も少ない費用で提供することである、と表現すれば宜しいであろう。

ヒュルセの説は、伝統的な主観主義的保険学説とマルクスの貨幣取扱資本的な見解との中間に位している観が
ある。この点からも、彼の頭脳の鋭さと獨創性が窺われる。わが国における保険本質論の現段階は、貨幣取引
資本としての保険資本の把握とその充実に到達しており、ヒュルセ的な見解は既に超克されている。しかしなが

ら保険学説の發展史に關する限り、ヒュルセの学説の特異性、優秀性は記憶さるべきであらう。